

受給資格者 創業支援 助成金

事業を応援！！
法人・個人は、
問われません！！

就職活動はやめて、自分のお店を
OPENさせようと思うんだけど・・・

失業保険をもらっている人が、就職しないで自分で事業を興し、
創業後1年以内に人を雇うことになった場合に事業主さんに対して、
創業にかかった費用の1/3を助成してくれる助成金です。

さらに、条件が合えば、再就職手当とのダブル受給も可能です！！

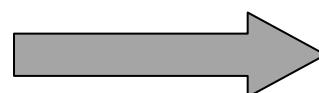
*注： 「雇用保険の算定基礎期間が5年以上ある」など、 諸条件を満たした方が対象となります。

**対象経費の3分の1を
上限150万円まで
支給！！**

雇用保険被保険者を2人以上雇った場合は、
上限額が50万円上乗せされ、
合計200万円まで支給！



詳しくは、裏面をご覧ください！！





助成される経費とは・・・？

- ・内外装費など、オフィスや店舗の改修工事費
- ・オフィス・店舗の賃借料
- ・厨房機器などの設備・機器、事務所の備品類、車両などの動産の購入費用
- ・機器のリース料

・こちらの助成金は、受給要件、手続き期間など複雑になっています。
・前もって制度の概要を知っていないと、申請チャンスを逃してしまい、せっかくの助成金を受けられない事業主さまもいらっしゃいます。



独立・起業を考えたなら
助成金獲得実績のある



オフィス石野にご連絡ください！

必要書類の手続きから、めんどろな提出代行まで
まるごとがっちりサポートさせていただきます！！

企業と人のアタマとココロをスッキリさせるお手伝い



オフィス石野

Phone : 052-211-5185

E-mail : info@of-i.jp